

【高槻本部】 〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090

【大阪事務所】 〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

【京都事務所】 〒600-8095 京都市下京区東洞院通綾小路下ル扇酒屋町 289 番地テ・リードビル 304 号

TEL 075-354-8455 FAX 075-354-8466

E-mail [info@e3-partners.com](mailto:info@e3-partners.com) URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ 新年のご挨拶：税金のこと以外のこともお役立ちたいと考えています。（三原）
- ・ 貸倒損失はないですか？（中原）
- ・ モラトリアム法とは（柏田）



**新年のご挨拶：税金のこと以外のこともお役立ちたいと考えています。（三原）**

新年あけましておめでとうございます。E3P では 2010 年の重点テーマをタイトルのとおりとします。

いままで同様に適正な会計やダイナミックな節税は「業界トップクラス！」でがんばっていきますが、経営者の皆さまにとってより一層頼りになる存在でありたいと思います。いろいろなお役立ちの可能性をあげてみましたので、是非参考にいただき、E3P スタッフに遠慮なくお尋ねください。

- ・ 管理会計（損益分岐点・月次決算・予算実績管理制度・部門別会計・原価計算）
- ・ 労務管理（モチベーション・評価） ・ 資金管理・債権管理・在庫管理
- ・ コスト削減・投資意志決定・リスク管理（社内規程整備と適正保険付保）
- ・ 販売管理（データ構築、マーケティング）・従業員不正の防止（牽制・統制の実践）
- ・ 情報管理（IT 整備と活用）・組織構築（職務権限・業務分掌・会議体の検討）

勝ち残る企業は「経営」がしっかりしています。「商売」だけではなく「ヒト・モノ・カネ・情報の上手な活用」があってはじめて「経営」です。「商売」だけでは持続繁栄は望めません。E3P はそのお役立ちを少しでもさせていただきますと思っています。この不況のタイミングこそ「経営革新」の絶好期ですから。

**貸倒損失はないですか？（中原）**

昨年のサブプライムローン問題以降、暗いニュースが続いています。お得意先の倒産などにより売掛金を回収出来ないという話もよく耳にします。この場合、一定の要件の下で「貸倒損失」として経費にすることが出来ます。「貸倒損失」は大きく 3 つに分けることが出来ます。

**1. 法律上の貸倒れ**

金銭債権の全部又は一部が会社更生法等の法律的手続きに基づき切り捨てられる事になった場合、その切り捨てられた金額が貸倒損失となります。

**2. 事実上の貸倒れ**

債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合におけるその回収不能額が貸倒損失となります。（※担保があるときは、担保を処分した後でなければ貸倒処理は出来ません。）

**3. 形式上の貸倒れ（売掛債権に限られます）**

- ① 債務者との取引を停止した時又は最終の弁済日から 1 年以上経過した場合
- ② 同一地域の債務者について、支払を督促しても弁済がなく、有する売掛債権の総額が取立費用に満たない場合

※この 2 つの場合、売掛債権の額から備忘価額を控除した残額が貸倒損失となります。

法律上の貸倒れは、客観的な事実に基づくため容易に判定できますが、事実上及び形式上の貸倒れは何をもって回収不能とするか等の面で争いとなることがあります。実行の際には、E3P にご相談下さい。

## モラトリアム法とは（柏田）

12月4日に施行された、いわゆる中小企業金融円滑化法（モラトリアム法）が話題です。中小企業者から借金の返済について負担軽減をして欲しいとの申込みがあった場合には、金融機関はその債務者の事業の改善又は再生の可能性等を勘案しつつ、できる限り貸付条件の変更や旧債の借換え、債務を消滅させるための株式取得等を行わなければならない、という内容です。

※適用される中小企業者の範囲（ただし金融業や大会社の子会社などは除かれます）

- ・ 製造業、その他の業種：300人以下又は3億円以下
- ・ 卸売業：100人以下又は1億円以下
- ・ 小売業：50人以下又は5,000万円以下
- ・ サービス業：100人以下又は5,000万円以下

これは住宅ローン債務者も同様で、金融機関は債務者の財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り、貸付条件の変更や旧債の借換え等を行うよう努めなければなりません。当初は3年間強制猶予などのプランが大臣から出されていましたが、「出来る限り」という努力義務で落ち着いたこととなります。しかし、金融機関はこの法律に対する取組方針をホームページなどで開示するとともに、金融庁への報告義務が課せられており、虚偽報告などには罰則が課されるなど、様々な対応が政府より求められています。

この制度の重要なポイントは金融庁がまとめている「金融検査マニュアル」に明記されています。

**ポイント1**：金融機関は債務者が提示する事業改善計画を分析して条件変更等に応じることが基本なのですが、その計画の妥当性が確認出来た場合には「貸出条件緩和債権（いわゆる不良債権）」には該当させなくても良い

**ポイント2**：事業計画が未作成でもむこう1年以内に作成が出来ると認められる場合、あるいは金融機関側が事業計画を作成する場合などでも、条件緩和＝不良債権とはしなくても良いという記載が追加

金融機関は不良債権が増えれば貸倒引当金を計上しなければならないため自らの財務内容を悪くすることに懸念を示すのが通常ですが、政府のマニュアルに応じて柔軟にリスク（条件変更）に応じることが可能となりました。

さらに、12月15日から条件変更対応保証制度が開始されました。これは、公的金融（日本政策金融公庫、信用保証協会、商工中金）からの融資を受けていない中小企業者に対して、金融機関がプロパー融資について条件変更に応じる場合には、信用保証協会がその4割を保証してくれるという制度です。

（主な保証概要）

- ・ 保証期間 延長含め最長3年
- ・ 保証料 2.20%
- ・ 保証限度額 2億8000万円（8000万円超の無担保保証も相談可能）

利用に際しては、金融機関と共に経営改善計画・返済計画を立てる必要があります。本制度は平成23年3月31日までに手続きする必要があります。また、公的融資が一部ある中小企業であっても、状況を総合的に判断したうえで、柔軟に対応しなさいという指導も行われるとのことですので、恐らく保証協会を利用しない中小企業が少ないという実情にも配慮しているようです。

しかしながら、商工会議所などが中小企業を対象に行ったこの制度に関するアンケートでもやはり「これをしたら今後新規融資は受けられないのではないか」という警戒の声が多く、金融機関側も融資先の経営計画作成までフォローするような体制がうまく構築出来るのかについて疑問の声が多い状況ですので、今後どのような方向に進んでいくのかには注意が必要かと個人的には感じます。